

地域交通安全活動推進委員等に関する規程

〔平成2年12月13日〕
〔本部訓令第36号〕

地域交通安全活動推進委員等に関する規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)に規定する地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)に関する委嘱手続き及び地域交通安全活動推進委員協議会(以下「地域協議会」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(推進委員の推薦)

第2条 警察署長(以下「署長」という。)は、推進委員の推薦に当たっては、次の各号の要件に該当する者を推薦するものとする。

- (1) 自署管内に相当期間居住又は勤務していること。
- (2) 法第108条の29第1項各号に規定する要件を満たしていること。

(委嘱)

第3条 交通部長は、署長から推薦のあった者のうちから、推進委員を委嘱するものとする。

2 前項の委嘱は、委嘱状(様式第1号)を交付して行うものとする。

(身分証明書及び記章の交付)

第4条 署長は、推進委員に対し地域交通安全活動推進委員証(規則別記様式第1号。以下「身分証明書」という。)及び地域交通安全活動推進委員記章(様式第2号。以下「記章」という。)を交付するものとする。

(身分証明書等の再交付)

第5条 署長は、自署の管轄区域を活動区域とする推進委員(以下「管内の推進委員」という。)から身分証明書又は記章(以下「身分証明書等」という。)を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の届出を受理したときは、速やかに再交付の手続を採るものとする。

(身分証明書等の返納)

第6条 署長は、管内の推進委員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに身分証明書等(第4号の場合にあっては、発見し、又は回復した身分証明書等)を返納させるものとする。

- (1) 解嘱されたとき。
- (2) 任期が満了したとき。
- (3) 辞任したとき。
- (4) 身分証明書等の再交付を受けた後において、亡失した身分証明書等を発見し、又は回復したとき。

(講習)

第7条 交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、規則第8条第1項に規定する推進委員に対する講習を行うものとする。

2 前項の講習の内容は、次のとおりとする。

- (1) 推進委員としての心構え
- (2) 道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の交通関係法令
- (3) 地域の駐車実態、交通事故の発生状況等の交通情勢
- (4) 活動要領

3 第1項の講習は、その全部又は一部を兵庫県交通安全活動推進センターに委託して行う。

（指導）

第8条 署長は、規則第9条に規定する推進委員に対する指導を行うものとする。

2 前項の指導の内容は、別に定める。

（解嘱事由等の認知報告）

第9条 署長は、管内の推進委員が法第108条の29第5項各号のいずれかに該当することを認知したとき又は辞職を申し出たときは、速やかに交通部長に報告しなければならない。

第10条 交通企画課長は、規則第10条に規定する解嘱事由の通知を、弁明をなすべき日の2週間前までに行うものとする。

2 弁明の機会供与の手続は、兵庫県公安委員会弁明の機会の供与に関する規程（昭和35年兵庫県公安委員会訓令第12号）に定めるところによる。

（解嘱及び辞職）

第11条 交通部長は、推進委員の解嘱を決定したときは、解嘱通知書（様式第3号）を、推進委員の辞職を承認したときは辞職承認書（様式第4号）をそれぞれ当該推進委員に対し交付するものとする。

（公示）

第12条 交通企画課長は、交通部長が推進委員を委嘱したときは推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を、交通部長が推進委員を解嘱し、又は推進委員が辞職したときはその氏名及び活動区域をそれぞれ兵庫県公報により公示するものとする。

（地域協議会の設置）

第13条 地域協議会は、警察署の管轄区域ごとに設置するものとする。

（報告又は資料の提出の要求）

第14条 交通企画課長は、地域協議会の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、規則第14条に規定する報告又は資料の提出の要求を行うものとする。

（勧告）

第15条 交通部長は、地域協議会の運営に関し必要があると認めるときは、規則第15条に規定する地域協議会の改善に必要な措置を採るべきことの勧告を行うものとする。

（補則）

第16条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日本部訓令第13号）
この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月19日本部訓令第 7 号）
この訓令は、行政手続条例の施行の日から施行する。

附 則（平成10年 4 月 1 日本部訓令第 5 号）
この訓令は、平成10年 4 月 1 日から施行する。